

SBL 通信

第8号



2021年12月発行 仙台市危機管理局減災推進課

令和3年度 SBL各区バックアップ講習会を開催しました



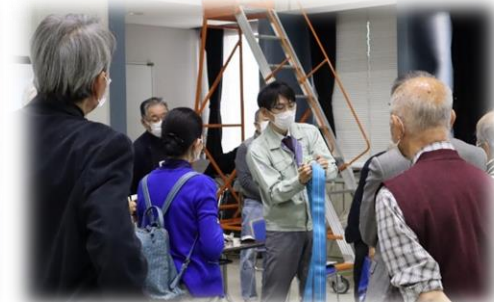
災害時の情報の取り方

11月から12月にかけて、各区のSBLを対象とした「令和3年度仙台市地域防災リーダー(SBL)各区バックアップ講習会」を開催しました。研修会の前半は、昨年度に引き続きコーナー巡回型とし、それぞれのテーマごとに実技や、映像等を資料に受講しました。「災害時の情報の取り方」では、スマートフォンを活用したハザードマップの確認方法や、避難情報の確認方法について当課職員が説明しました。受講者の中にはご自身のスマートフォンを操作し、手順を確認しながら取り組まれている方もおり、「普段は電話機能しか使っていないが、防災情報を入手できるのは便利だ」などの感想をいただきました。また、



ペットも飼い主と一緒に同行避難

「ペットも飼い主と一緒に同行避難」では、災害時のペット同行避難を啓蒙している、アニマル仙台と NPO 法人エーキューブのスタッフが、ペットを飼っている家庭に必要な平時からの備え等について、パネルやグッズを展示して説明しました。休憩時間には昨年度、市内の各指定避難所に配備した新型コロナウイルス感染症対策物資を展示し、パーティションの活用方法等を例示しました。後半は、健康福祉局社会課による「災害時要援護者情報登録制度」について講義を行い、個人情報保護しながら、要援護者の方の情報を共有する方法などについて理解を深めました。



災害時給水栓の取り扱いについて

新たに **111名**の
仙台市地域防災リーダー(SBL)が
誕生しました!!



11月に開催した「令和3年度仙台市地域防災リーダー(SBL)新規養成講習会」には、各区の連合町内会長協議会からの推薦者や一般公募者が受講し、今年度新たに111名のSBLが誕生しました!

新たにSBLに認定された方々の連絡先等につきましては、令和3年度のSBL名簿改訂に併せまして、各連合町内会長及び町内会長の皆様へ2月頃にお送りいたしますので、防災減災活動を推進される際には、地域における「顔合わせ」をしていただき、連携した自主防災活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。



	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
推薦	15	23	6	13	23	80名
公募	9	6	3	6	7	31名

令和3年度 SBL 認定者数

問題です！ 避難者の半分は〇〇。もう半分は△△。

突然ですが...

さて、〇、△には何が当てはまるでしょう？

・・・色々な答えがあるかもしれないませんが、ここでは「男性」と「女性」とさせていただきます。



皆さんの地域の避難所は女性に（もちろん男性にも）配慮がされているでしょうか。もし、現場を指揮する方が男性だけだったら・・・。

女性は困りごとを言い出しにくいかもしれません。

女性も避難所運営に参画することで、女性はもちろんのこと、高齢者や子どもなど多様な人に配慮された避難所となるのではないのでしょうか。

次号に続きます。

担当は市民局男女共同参画課でした。
(☎214-6143)

着替えスペースがない...



仙台防災未来フォーラム2022を開催します！

今回のテーマは

＜杜の都の未来につなぐ わたしたちの防災・環境＞

震災からの復興だけでなく、気候変動をはじめとした環境問題など、様々な視点から、広く「防災」について知る・考えるプログラムを実施します。

また、プログラムのひとつとして「仙台防災枠組講座」を実施します。

東北大学災害科学国際研究所の先生方より「仙台防災枠組」についてお話いただくほか、日頃から防災に取り組んでいる方々からの発表を予定しています。

日時 令和4年3月5日(土) 9:30~16:30

会場 仙台国際センター展示棟ほか
(地下鉄東西線 国際センター駅 下車)

仙台防災枠組講座 10:00~11:30
仙台国際センター展示棟 会議室2

入場無料
予約不要

▶ 2月上旬を目途に、SBLの皆様にはリーフレットをお送りしますので、詳しくはそちらをご覧ください。

お問合せ先 仙台防災未来フォーラム2022運営事務局
022-217-7851

★仙台市市民活動補償制度のご紹介★

SBLの皆様が、活動中に「けが」などをされた場合は、要件を満たすことで「仙台市市民活動補償制度」がご利用できます。

Q1 補償制度の対象者は？

A1 仙台市民の方です
(仙台市の住民基本台帳に記載されている方です)

Q2 対象となる活動は？ (SBLに係るものを抜粋)

A2 防災・防火訓練、防災意識の普及啓発、災害時におけるボランティア活動など (ただし、次の①~⑤の要件を全て満たしていることが条件です)

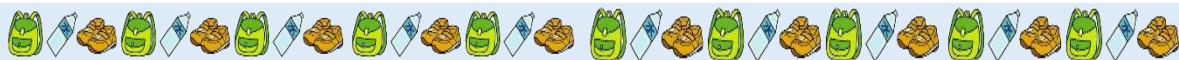
- ①活動が計画的・継続的に行われていること
- ②無報酬で行っていること
(交通費等の実費支給は無報酬とみなします)
- ③広く公共の利益を目的とした自発的活動であること
(自己や特定の者のための活動、懇親や娯楽を目的とした活動、営利を目的とした活動等は対象外です)
- ④仙台市内における活動であること
- ⑤活動の目的が、特定の政治や宗教等にかかわるものではないこと

Q3 適用を受けるために必要なことは？

A3 事故発生後に連絡を行う、事後報告形式となっていますので、対象となる活動中の事故であることを客観的に確認できる書類等が必要となります。

補償内容や事故発生時の手続きなど、詳しくは、仙台市ホームページをご覧ください。お住まいの区の区役所・宮城総合支所のまちづくり推進課、秋保総合支所総務課へお問い合わせください。

～編集後記～



2021年も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年となりました。そのような中で、各区バックアップ講習会にて活動報告書の提出をお願いしたところ、早速11月中旬に26件の報告書が届きました。

コロナ禍においても、皆様が「今」出来ることを、工夫しながら実践されていることに対し、心から敬意を表します。新メンバーも加わった2022年が、皆様にとって充実したすばらしい年となりますように。

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎2階 仙台市危機管理局減災推進課

TEL 022-214-3109(直通) FAX 022-214-8096 Eメールアドレス : kks000130@city.sendai.jp

掲載してほしい情報や活動などがあいましたら、是非ご連絡ください！ 活動報告やご意見・ご相談もお待ちしております!!